

第4回千葉海区漁業調整委員会 議事録

- 1 日 時 令和3年7月15日（木） 午後1時30分から
- 2 場 所 水産会館 6階 会議室
- 3 出席者
委 員 石井 春人、鈴木 直一、清水 正夫、黒岩 吉弘、本田 直久
滝口 宜彦、江野澤 均、佐久間 國治、平島 孝一郎、佐藤 光男
鈴木 正男、小栗山喜一郎、坂本 雅信、和田 一夫
専 門 委 員 松下 平、齋藤 御津久、嶋津 圭一
水 産 課 篠原課長
鈴木漁業調整班長、中川副主査
中川漁船漁業班長、宇都主査
漁業資源課 山田資源管理班長、吉野主査、五味副主査
水産事務所 銚子：永野所長、原田課長
館山：加藤課長
勝浦：大槻課長
水産総合研究センター
梶山次長、島田主任上席研究員
事 務 局 石黒副技監、川合副主査
- 4 議事事項
 - (1) 海面における漁業権の免許について（諮問）
 - (2) 火光利用さば漁業の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）
 - (3) 火光利用さば漁業の許可方針について（協議）
 - (4) 敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）
 - (5) 敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）の許可方針について（協議）
 - (6) 第2種共同漁業（小型定置漁業）の漁具設置に係る協議について
 - (7) 第1種区画漁業（のり養殖業）の施設設置に係る協議について
 - (8) その他

5 審議経過

【石黒副技監】

それでは定刻となりましたので、ただいまから第4回千葉海区漁業調整委員会を開会いたします。

それでは石井会長から挨拶を申し上げます。

【石井会長】

皆様には、第4回千葉海区漁業調整委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

65歳以上の委員の皆様は、新型コロナワクチンの2回目の接種が始まる頃だと思えます。皆様御承知のとおり、コロナにより高級魚介類の価格が低迷するなどの影響が出ていますが、今後さらにワクチン接種が進み、経済活動の正常化が図られ、魚価が回復することに大いに期待したいと思っています。

さて、漁業の状況についてですが、先日、キンメダイの水揚げで、千葉県が3年連続全国1位との新聞報道がございました。全国的には資源動向が減少傾向にある中、本県の資源動向は増加しており、これもひとえに各地区で取り組んでいる厳しい資源管理の成果だと感じているところでございます。

また、あと半月ほどでイセエビ漁が始まり、いよいよ磯根漁業の本格的なシーズンになります。水産総合研究センターの調査によりますと、今漁期のイセエビ漁は豊漁と予測されているようですので、イセエビの水揚げで浜の活気が沸くことを期待しております。

さて、本日の議案は、「短期漁業権の免許」、「火光利用さば漁業とあじ・さば棒受網漁業の制限措置など」と「小型定置漁業とのり養殖業の施設設置」についてです。いずれも重要案件ですので、委員の皆様方の慎重審議をお願いいたしまして御挨拶いたします。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

【石黒副技監】

ありがとうございました。ここで本日の委員の出席状況を御報告申し上げます。本日の会議に出席できない旨、連絡のありました委員は、松本委員1名でございます。

委員定数15名のうち14名の出席をいただいておりますので、本日の会議は成立していることを御報告申し上げます。

次に議長でございますが、委員会会議規程第3条の規定により、石井会長にお願いいたします。

【石井会長】

それでは、議事を進行します。

まず本日の議事録署名人ですが、委員会会議規程第11条の規定により、私から指名します。佐藤委員と鈴木正男委員にお願いします。よろしくお願いします。

それでは、議事に入ります。会議次第4の「太平洋広域漁業調整委員会の委員の選任」を上程いたします。

本件は、事務局が素案を用意しているとのことですので、皆様の御了解がいただければ、それをたたき台として検討したいと考えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【石井会長】

異議なしとのことですので、事務局から素案の説明をお願いいたします。

【石黒副技監】

説明概要：太平洋広域漁業調整委員会の委員の任期が9月30日に満了することから、その後の委員として石井会長を選任する案について審議するもの。

【石井会長】

説明が終わりましたので、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。ございませんか。特に御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

会議次第4の「太平洋広域漁業調整委員会の委員の選任」の原案に賛成の委員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

【石井会長】

挙手全員により、会議次第4は原案どおり可決、決定します。

次に、会議次第5の議題に移ります。第1号議案「海面における漁業権の免許について（諮問）」を上程いたします。事務局から朗読をお願いします。

【川合副主査】

(朗読)

【石井会長】

続いて、水産課から説明をお願いいたします。どうぞ。

【鈴木班長】

説明概要：9月1日免許予定の共同漁業権（短共第1号～第3号）及び8月20日免許予定の区画漁業権（短区第1号～第9号）について、現在の漁業権者から免許申請があり、これらの申請者に免許することを諮問するもの。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、質疑に入ります。御意見・御質問がございましたらお願いいたします。何かございませんか。特に御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第1号議案「海面における漁業権の免許について（諮問）」の原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【石井会長】

挙手全員により、第1号議案は原案どおり可決・決定します。

次に、第2号議案、火光利用さば漁業の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべ

き期間及び許可の有効期間について（諮問）と、第3号議案、火光利用さば漁業の許可方針について（協議）は関連がございますので、一括上程することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【石井会長】

異議なしとのことですので、第2号議案と第3号議案を一括上程いたします。

なお、あらかじめお伝えしますが、第2号議案と第3号議案、それからこの後審議予定のあじ・さば棒受網漁業に係る第4号議案と第5号議案は、後日開催される千葉・東京連合海区漁業調整委員会と一都三県連合海区漁業調整委員会において審議、決定された上で、知事に対し答申・回答することになりますので、その点について御了承の上、御審議お願いいたします。

それでは事務局から朗読をお願いいたします。

【川合副主査】

（朗読）

【石井会長】

続いて、水産課から説明をお願いいたします。

【中川班長】

説明概要：火光利用さば漁業について、「漁業を営む者の資格」を船舶根拠地が関係都県の区域にある者に変更するよう許可方針及び制限措置を改正するほか、①昨年同数の許可等の上限並びに②時点を更新した許可等の申請期間及び許可の有効期間を諮問・協議するもの。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。御意見・御質問ございましたらお願いいたします。

【清水会長代理】

1つ確認させていただきたいのですが、漁業を営む者の資格について、先ほど神奈川県の漁業者で、今まで神奈川県の知事の許可を持っていない方を救済するためにこういう書きぶりにしたというような主旨の説明がありましたが、その方は新規の就業者ということですか。

【中川班長】

いえ、今まで許可を出している許可受有者の2隻です。

【清水会長代理】

代船か何か。許可を持っていた方なのですか。

【中川班長】

はい。持っていた方です。31ページの新旧対照表の旧のほうをご覧ください。現行の漁業を営む者については、それぞれの都県の区域内に住所を有し、かつ、その船舶につき、住所地の都県知事による火光利用さば漁業の許可を受けている者として、令和2年12月1日に漁業法改正に伴って許可方針を制定したところでありましたが、神奈川県の知事の許可を有していないという現状がございましたので、今回それを是正するために改正をお願いしたいというものでございます。

【清水会長代理】

許可を持っていた方なのですか。

【中川班長】

はい。

【清水会長代理】

分かりました。

【石井会長】

よろしいですか。

ほかに何か御質問・御意見等ございましたら。はい、黒沼委員。

【黒沼委員】

ありがとうございます。去年も同じような質問をしたと思いますが、もう一回確認で教えてください。

32ページの統計の取り方の「なお」書きのところです。要は便宜的に東京都に入れていて、明確な区別は今のところないという状況だと思います。これが1都3県の場合何か問題になるようなことはないのでしょうか。要は中部太平洋まき網との関係で、千葉県もそこで入漁して漁獲しているということを明記しておいたほうが、今後のためによくないかどうかということも含めて確認をさせてください。

【石井会長】

はい、漁船漁業班。

【中川班長】

まず、この「なお」書きのところで、本県海面か東京都海面かはっきり区分できない海面での操業に関しては、東京都海面での操業実績として報告しているということにつきまして、これは1都3県協調して、そのような形でそれぞれの県を経由して、東京都に漁獲成績を報告しているという状況でございます。

あとは、それが今後問題になるかということですが、千葉県船につきましては東京都の許可も有し、操業しているという実態から、何か問題があるということはないと考えております。

【石井会長】

よろしいですか。

【黒沼委員】

いや、理解はさせていただいているのですが、今後何か問題になるようなところは

ないのかなということが、私はとても心配なのです。それだけです。

【石井会長】

よろしいですか。水産課のほうから何か。

【中川班長】

委員の御懸念を受けながら、1都3県の中での話合いを進めていきたいと思っており、現状では問題ないと考えております。

【黒沼委員】

ありがとうございます。

【石井会長】

ほかに何か御質問・御意見等ございましたら。よろしいですか。御意見も出尽くしたようなので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第2号議案「火光利用さば漁業の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」と、第3号議案「火光利用さば漁業の許可方針について（協議）」の原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

【石井会長】

挙手全員により、第2号議案と第3号議案は原案どおり可決・決定します。

次に、第4号議案「敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」と、第5号議案「敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）の許可方針について（協議）」は関連がございますので、一括上程することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【石井会長】

異議なしとのことですので、第4号議案と第5号議案を一括上程いたします。事務局から朗読願います。

【川合副主査】

(朗読)

【石井会長】

続いて、水産課から説明をお願いいたします。

【中川班長】

説明概要：敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）について、「漁業を営む者の資格」を船舶根拠地が関係都県の区域にある者に変更するよう許可方針及び制限措置を改正するほか、①昨年同数の許可等の上限並びに②時点を更新した許可等の申請期間及び許可の有効期間を諮問・協議するもの。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。

【和田委員】

未だに旧トン数の船を使っているところがあるのですか。

【中川班長】

他県船で旧トン数の船はございます。

【石井会長】

ほかに何か御質問・御意見等ございましたら。よろしいですか。

【黒沼委員】

すみません、また確認までですけれども、44ページの参考の表で、これは令和3年度の数字が、漁獲量で5倍、漁獲金額で3倍ぐらいになっているわけですね。昨年には漁場が形成されず、駄目だったという記憶がありますが、その前までの数字と比較しても遜色ないような数字になってきている。ということは、漁場も形成され、資源的にもある程度見込めて、漁業経営としても、管理としても適正に動きつつあると見てよろしいのでしょうか。

一つの指標としては、CPUEとかを見たほうが本当はいいのですが、例えば操業回数、操業日数、1日当たりの漁獲量とか、そういったデータを1都3県で共通して取ろうというような動きはあるのでしょうか、教えてください。

【石井会長】

どうぞ。

【宇都主査】

御質問の件ですけれども、こちらは、棒受網の水揚量と、その前の火光利用さばの水揚量と合計して見ていただきたいと思いますが、合計しますと昨年度とほぼ同じ漁獲量となっております。

それから、1都3県で協調してこういったことを管理していこうという話があるかということですが、昔から1都3県で協調して、このサバ資源の管理というのは取り組んできましたので、それは今後も変わらないと考えております。

【石井会長】

引き続きどうぞ。

【黒沼委員】

すみません。確認までですけれども、今言った操業回数とか操業日数のデータというのは、情報共有しているということでしょうか。

【宇都主査】

漁獲実績報告をいただいておりますので、そのとおりです。

【黒沼委員】

以前、漁業法の改正のときに、たしか都道府県の漁業調整規則例の制定というところで、特に第3だったと思いますが、資源管理の状況等の報告に関する云々というのが出ていて、できればそのCPUEのところまで突っ込んだ形で示してというようなことが出ていたので、可能であれば、何かこういったところにも出していただけると大変うれしいなと思ってお聞きしました。

【石井会長】

よろしいですか。ほかに御質問等ございませんか。御意見も出尽くしたようなので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第4号議案「敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」と、第5号議案「敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）の許可方針について（協議）」の原案に賛成の委員は挙手を願います。

（賛成者挙手）

【石井会長】

挙手全員により、第4号議案と第5号議案は原案どおり可決・決定します。

次に、第6号議案「第2種共同漁業（小型定置漁業）の漁具設置に係る協議について」を上程いたします。

事務局から朗読と説明を願います。

【川合副主査】

（朗読）

説明概要：漁業権免許に条件が付されている第2種共同漁業（小型定置漁業）の施設設置について、従来どおりの内容で協議するもの。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。何かございませんか。特に御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第6号議案「第2種共同漁業（小型定置漁業）の漁具設置に係る協議について」の原案に賛成の委員は挙手を願います。

（賛成者挙手）

【石井会長】

挙手全員により、第6号議案は原案どおり可決・決定します。

次に、第7号議案「第1種区画漁業（のり養殖業）の施設設置に係る協議について」を上程いたします。

事務局から朗読と説明を願います。

【川合副主査】

（朗読）

説明概要：漁業権免許に条件が付されている第1種区画漁業（のり養殖業）の施設設置について、昨年度と比較して行使者数が14名減少し、20間網換算養殖柵数が約1,500柵減少する内容で協議するもの。

【島田主任上席研究員】

説明概要：令和2年度漁期のノリ養殖概要と令和3年度漁期の漁場計画について説明するもの。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。何かございませんか。よろしいですか。特に御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第7号議案「第1種区画漁業（のり養殖業）の施設設置に係る協議について」の原案に賛成の委員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

【石井会長】

挙手全員により、第7号議案は原案どおり可決・決定します。

次に、議題(8)のその他ですが、皆様、何かございませんか。ありませんか。それでは、特になければ議題を全て終了します。

次に、会議次第6のその他ですが、皆さん、何かありますか。ございませんか。特になければ、水産課から報告をお願いいたします。

【中川班長】

(神奈川・千葉連合海区漁業調整委員会協議会の結果について報告)

(利根川尻さば漁場の操業調整会議の結果について報告)

【石井会長】

ただいまの報告について、質問等ありましたらお願いいたします。何かございませんか。よろしいですか。特に御質問等ないようですので、次に漁業資源課から報告をお願いいたします。どうぞ。

【山田班長】

(くろまぐろの期間別(令和3年7月から9月)の配分量について報告)

【石井会長】

ただいまの報告について、質問等ありましたらお願いいたします。特にございませんか。特に御質問もないようですので、会議次第6のその他を終了し、会議次第7の事務局連絡事項に移ります。それでは、事務局からお願いします。

【川合副主査】

(連絡事項)

【石井会長】

それではこれもちまして、第4回千葉海区漁業調整委員会を閉会します。皆様お疲れさまでした。

午後3時6分 閉会